

入院時食事療養費が変わります。

診療報酬改定に伴い、令和6年6月1日より

患者様の窓口負担額が変わります。

区分	1食あたりの負担額	
	令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
一般の方	460円	490円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	260円	280円
住民税非課税世帯の方	210円	230円
住民非課税世帯の方で過去1年間の 入院日数が90日を超えている場合	160円	180円
住民税非課税世帯に属しかつ一定基準に 満たない70才以上の高齢受給者	100円	110円

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。